

「放課後児童クラブガイドライン」(案)に関する意見募集の結果について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

「放課後児童クラブガイドライン(案)」に関する御意見等を、平成19年7月5日から平成19年7月26日まで、ホームページに掲載して募集したところ、延べ1,491人の方から御意見をいただきました。お寄せいただいた主な御意見とそれらに対する当課の考え方は下記のとおりです。

なお、お寄せいただいた御意見につきましては、とりまとめの便宜上、案件ごとに適宜集約させていただきます。

また、今回の意見募集では、本ガイドラインに関するもの以外の御意見も寄せられました。個々の回答はいたしませんがお寄せいただいた御意見に関しましては、今後の施策の参考とさせていただきますと考えております。

なお、本放課後児童クラブガイドライン案に基づき作成された、「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日雇児発1019001号)の通知は、平成19年10月19日に発出いたしました。

皆様の御協力に感謝申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただけますよう、宜しくお願い申し上げます。

1 全体に関すること

御意見の概要	御意見に対する考え方
事業の目的等を明記するとともに、本ガイドラインの主語を明確にする等、より具体的、明確な表現にしてほしい。	本ガイドラインの策定にあたっては、多様な形態の放課後児童クラブに適用できるよう骨格となる基準を示すこととしました。各都道府県等に本ガイドラインを通知する際に、通知文中で本事業の目的及び本ガイドラインの趣旨・目的等を示すこととしております。 なお、本ガイドラインの主語は、放課後児童クラブの実施主体となっています。

2 対象児童について

御意見の概要	御意見に対する考え方
対象児童について、「特別支援学校の小学部の児童」も含んでいることを明記してほしい。」「『4年生以上の児童』、『保護者が病気の場合』、『自営業の場合』も対象としてほしい。」	御意見を踏まえ、より明確な表現となるよう一部修正をいたしました。本事業の対象児童は、児童福祉法第6条の2第2項において規定しているとおりであり、これまでも、必要に応じて、健

等、様々な御意見が寄せられています。	全育成上指導を要する児童について、対象としています。
--------------------	----------------------------

2 規模について

御意見の概要	御意見に対する考え方
望ましい集団の規模は、「概ね30人程度とすべき」、また、逆に「一律に決めるべきではない」等、様々な御意見が寄せられています。	小学校における学級編成の規模や放課後児童クラブの規模についての先行研究などを参考とし、概ね40人を望ましい集団の規模としました。
「『最大70人までとする』は削除すべき。」、「最大70人の後に、40人に近づけて行くことが必要と追記すべき。」、「児童一人あたり1.65㎡が確保され、放課後児童指導員が適切に配置されている場合には、70人を超えていてもよいのではないか。」等、様々な御意見が寄せられています。	平成19年度予算において、子どもの情緒の安定や事故防止の観点から、71人以上のクラブについては、3か年の経過措置後、補助を廃止することとしているところであり、本ガイドラインについてもこうした点の重要性を鑑み、同様の書きぶりとしたものであり、「最大70人までとする」のは、1クラブ当たりの登録児童の人数規模であり、集団の規模(班、クラス等)とは異なります。例えば、70人のクラブの場合、活動は二つ以上の集団に分かれて行うことを想定しています。上記の主旨が明確となるよう一部修正をいたしました。
集団の人数にあった職員数を明記してほしい。	職員配置については、放課後児童クラブの運営形態や規模、地域の実情等により異なることから、一律の基準を示すのは困難と考えています。

3 開所日・開所時間について

御意見の概要	御意見に対する考え方
学校休校日の開所時間について、「8時間以上では、保護者の就労実態を踏まえていないのではないか。」、また、逆に「開所が必要な時間は、一概に8時間以上とは言えないため、8時	地域によって保護者の就労実態や通勤時間が異なることから、当該地域の実態に応じて開所すべきと考えるが、一般的な就労時間から勘案して、最低限8時間の開所が必要と考えてお

<p>間以上という基準を示すことは不要ではないか。」「長時間の開所は子どもの生活に支障があるのではないか。」等、様々な御意見が寄せられております。</p>	<p>り、原案のままとします。</p>
<p>土曜日・日曜日の開設について、「ガイドラインに土日の開設の必要を明記してもらいたい」、また、逆に「子どもにとっても休日は必要であり、学校では保護者が勤務シフト変更や有休等の対応ができるよう、年間の行事や休業日を事前に保護者に知らせていることから、長期休業期間を除く土曜日、学校休業日は放課後児童クラブも休日とすべき」等、様々な御意見が寄せられております。</p>	<p>原案においても「地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること」となっており、各クラブにおいて必要に応じた対応がなされるよう、原案のままとします。</p>
<p>新1年生の利用について、「開始日を4月1日とすべき。」「保育所卒園後の3月中の春休みにおいても、積極的に受け入れるべき」、「新1年生の受入について、入学後慣れてから受け入れた方が適当な家庭もあることから、ガイドラインで明記せずに、柔軟に対応すべき。」等、様々な御意見が寄せられております。</p>	<p>新1年生の受入について、入学式以後としているところも見受けられることから、今回、保育所との連続を考慮し、4月1日からの受入を促進するため、「4月1日から受け入れること」としていますが、児童によっては、入学後に慣れたからの受入を行うなど、柔軟に対応すべきものと考えております。</p> <p>なお、入学前の3月中については、保育所が行うべきものと考えております。</p>
<p>開設日数、平日の開設時間、開設時間の前後の準備時間についても明記してほしい。</p>	<p>地域によって保護者の就労実態も異なることから、当該地域の就労実態に応じた開設日数、開設時間とすべきと考えています。また、開設時間の前後の準備時間については、各放課後児童クラブの運営の状況に関わるものであることから、一律に基準を示すことは困難であり、各放課後児童クラブにおいて設定されるものと考えております。</p>

4 施設・設備について

御意見の概要	御意見に対する考え方
「専用スペース」というあいまいな表現ではな	「専用スペース」は、放課後児童クラブの児童

<p>く、「専用施設または専用の部屋」としてほしい。</p>	<p>のための専用の部屋または間仕切り等で仕切られた生活の場としての機能が十分確保された専用のスペースを想定しており、御意見を踏まえ、一部修正いたしました。</p>
<p>「児童1人あたり1.65㎡は、狭すぎる」また、逆に「①利用児童が一同に集うことが少なくなってきたこと②子ども達の遊び・活動の場の選択肢が広がっていること③長時間子どもを預かる保育園とは違い、長期休暇の場合を除き、授業終了後の概ね4時間程度であること等から、ガイドラインに1.65㎡の面積基準を設ける必要はないのではないか。」等、様々な御意見が寄せられております。</p>	<p>最低限確保が望まれる面積基準として、児童1人あたりおよそ畳一畳分の面積ということで、「児童1人あたりおおむね1.65㎡以上」とした原案のままとします。</p>
<p>「用途別の専用室(事務室、面談室等)」や「屋外の遊び場に関する規定」、「必要な設備・備品の具体例」について、明示すべきではないか。</p>	<p>各放課後児童クラブは、小学校の余裕教室や児童館、保育所などの社会資源を活用して実施しているという実態もあり、その実施場所は様々であることから、すべての放課後児童クラブに、一律に用途別の専用室、屋外の遊び場等の設置を求めることは困難と考えています。</p>
<p>建物の構造等について、耐震基準や火災延焼防止基準、非常口の数等、具体的な基準を定めるべきではないか。</p>	<p>御意見をふまえ、「施設・設備については、衛生及び安全が確保されている」ことを、追記いたしました。なお、放課後児童クラブは、小学校の余裕教室や児童館、保育所などの社会資源を活用している実態もあり、建物の構造等については、建築基準法や各地方自治体が定める条例等関係諸法令を遵守すべきものと考えております。また、「10.安全対策」の(3)において、「防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、定期的に避難訓練等を実施すること」としてあります。</p>

5 職員体制

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>「職員の有する望ましい資格」について、「保</p>	<p>原案では、放課後児童指導員は、「児童の遊</p>

<p>育士または幼稚園・小学校の教諭等の資格を加えてほしい。」「山間部やへき地では、資格を有する者を探すのが困難であることから、指導員の経験者を追加してもらいたい。」「高等学校卒業等もっと具体的に示してほしい」等、様々な御意見が寄せられております。</p>	<p>びを指導する者の資格を有するもの」が望ましいとしていますが、「児童の遊びを指導する者」の資格は児童福祉施設最低基準第38条に列記していることから、本ガイドラインにおいて、具体的に示すものではないと考えており、原案のままとします。</p>
<p>職員の勤務時間や職員の体制(専任・常勤・常時複数体制)、職員の処遇に関すること等を明記してほしい。</p>	<p>職員の勤務時間や職員の体制は、保護者の就労実態や通勤時間、各クラブにおける子どもの年齢構成や、個々の子どもの発達状況により異なることから、一律に基準を示すことは困難であり、地域の実情に応じて設定されるものと考えております。</p>

6 放課後児童指導員の役割

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>「放課後児童指導員の役割」について、「実施要綱と整合性を図るべき。」「『③宿題・自習等の学習活動及び翌日の登校に必要な準備の援助を行うこと』について、『翌日の登校に必要な準備の援助』は、家庭で関わるべきであり、削除すべき。」、その他追加すべき役割等について、様々な御意見が寄せられています。</p>	<p>各クラブの運営の多様性から、放課後児童指導員の役割について、国として最低限行っていただきたい役割を示したものでありますが、御意見を踏まえ、「実施要綱」との整合性を考慮し、①について、「子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。」と修正するとともに、⑤に「活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、」を追記いたしました。また、③について、「宿題・自習等の学習活動及び翌日の登校に必要な準備の援助を行うこと」については、家庭での役割が大きいことから、「こどもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。」という表現に修正いたしました。</p>

7 保護者への支援

御意見の概要	御意見に対する考え方

<p>「父母会等」とあるが、「保護者会」の方が適切である。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正しました。</p>
<p>「保護者も、放課後児童クラブの運営に対する努力、協力、連携が必要」、「保護者自身が子育ての責任を果たすのは当然であり、父母会の活動を積極的に支援するのは不自然である。」、「保護者会は保護者の出席しやすい日に開催するよう配慮が必要であること」等、様々な御意見が寄せられています。</p>	<p>保護者会等の活動について、積極的に支援、連携することは、保護者との協力関係を構築するため、必要であると考えており、原文のままとします。</p>

8 学校との連携

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>「放課後子ども教室との連携」について、「あえてガイドラインに入れる必要はない」、「連携とは具体的にどのようなことを指すのか。」等、様々な御意見が寄せられています。</p>	<p>「放課後子ども教室との連携」については、両事業に参加する子どもの交流を円滑に図るため、「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」の事業関係者の資質の向上や両事業についての情報交換・情報共有を図ることが重要と考えているため、例えば、活動を担う人材の確保や両事業の活動について共同で検討したり、合同で研修を開催することなどを考えており、原案のままとします。なお、本ガイドラインでは、具体的な内容は特に例示していませんが、本件については、文部科学省と連名により通知を发出しているところです。</p>

9 関係機関・地域との連携

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>「関係機関・地域との連携」については、「個人情報保護の問題もあるため、『保育所、幼稚園、地域の関係組織との連携を図ること』だけでよいのではないか。」、「児童関連施設等の内容を具体的に示してほしい。」等、様々な御意見が寄せられています。</p>	<p>日頃から地域の医療・保健・福祉等の関係機関と連携を図り、また、ボランティアの募集・受入れも重要であると考えており、各クラブにおいて積極的に取り組んでいただきたいため、原案のままとします。なお、連携を図ることが望ましい地域の関係組織や児童関連施設等について</p>

て、本ガイドラインでは特に例示しませんが、児童館、地域子育て支援センター、児童委員、教育委員会、警察等が想定されます。

10 安全対策

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>「安全対策」については、「指導員間の打合せや職場会議による児童の理解が必要」、「施設の防災設備や防犯上の対応、食物アレルギーや衛生管理についての注意喚起等具体例を示すべき」等、様々な御意見が寄せられております。</p>	<p>各クラブの運営の多様性から、本ガイドラインでは、骨格となる基準のみを示しており、具体的な対応については、あらかじめ各放課後児童クラブにおいて、クラブの実情等に応じて設定されるものと考えております。</p>
<p>「来所・帰宅時の安全確保」については、「保護者の責任で行うべきであるので、ガイドラインに入れる必要はないのではないか。」、「明確に警察との協力を記載してほしい。」等の御意見が寄せられております。</p>	<p>放課後児童クラブについても、来所・帰宅時の安全確保に向けた取組が求められているところであり、国としても「放課後児童クラブへの児童の来所・帰宅時における安全点検リスト(平成17年12月14日雇児育発第1214001号)」を示しているところです。本リストを参考とし、放課後児童クラブにおいても来所・帰宅時の安全対策について取り組んでいただきたいと考えております。また、「警察との協力」については、「地域の関係機関・団体等」で読めるものと考えており、原文のままとします。</p>
<p>安全対策は学校側との連携が必要となるため、「8. 学校との連携」に入れるべきではないか。</p>	<p>放課後児童クラブの実施場所は学校内とは限らないため、記載は原案のままとします。</p>

11 特に配慮を必要とする児童への対応

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>障害児の受け入れのための指導員の加配についても明記してほしい。</p>	<p>障害のある児童を受け入れた場合の職員の加配について、受け入れを行う児童の障害の程度や個々の放課後児童クラブの体制等により、</p>

	その状況も異なることから、一律にその対応について示すことは困難であり、原文のままとします。
障害児であっても、個人情報保護のため、実際にクラブで受け入れるまで障害児であることがわからないことがある。事前に放課後児童クラブに情報提供できるような内容を盛り込んでもらいたい。	「9. 関係機関・地域との連携」(1)で「保育所・幼稚園等と連携し、情報の共有と相互理解に努めることと」し、原案のままとします。
特に配慮を必要とする児童に、ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭等)、異文化で育った児童、病気を持った児童も追加すること。	それぞれの児童や家庭に着目し、特別な配慮が必要であるか否か判断するものであり、母子家庭・父子家庭等であって、特別な配慮が必要である場合は原文のままでも読めるものと考えています。

12 事業内容等の向上について

御意見の概要	御意見に対する考え方
事業内容等の向上について、「研修で十分であり、自己点検に関する規定はいらぬのではないか。」、「放課後児童クラブ間の交流により、クラブ間相互の向上を目指す内容にしてほしい。」等、様々な御意見が寄せられております。	事業内容の向上を図るためには、放課後児童指導員の研修を行うことは非常に重要ですが、より一層の事業内容の向上を図るため、定期的に自己点検する機会を持つことは必要であると考えています。また、放課後児童クラブ間の交流については、「9. 関係機関・地域との連携」で読めるものと考えています。

13 要望・苦情への対応

御意見の概要	御意見に対する考え方
要望・苦情への対応は、個々の施設において処理するのではなく、市役所等に窓口を設置し、一括して処理すべきではないか。	各放課後児童クラブへの要望・苦情については、一義的には、各クラブで対応すべきであるとと考えています。

● その他

上記のほか、様々な御意見をいただきましたが、今回、放課後児童クラブは多様な運営形態であること、地域の実情や個々の放課後児童クラブの態勢に応じた柔軟な取組がなされていることから、本ガイドラインは、多様な形態の放課後児童クラブに適応できるよう放課後児童クラブを運営するに当たって最低限必要な基本的事項を示すものとししました。